

日ま都第 385 号  
令和 6 年 6 月 25 日

対象自治会員各位

立 66 廃止地域に地域協働型交通導入を進める会  
会長 川島 勇  
日野市都市計画課長 浅川 浩二（公印省略）

### 新たな乗り合い交通(デマンド交通)の実証運行について(伺い)

梅雨の候、皆様ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、別紙の区域において新たな乗り合い交通としてデマンド交通の実証運行を計画しております。

この度の計画案は、移動に不便な現状を改善しようと、地域の皆様が結成された組織と市が検討を重ねてきたものです。

つきましては、新たな乗り合い交通の実証運行を検討している区域の自治会の皆様に、当該計画案に関するご意見を伺わせていただきたいと考えております。

別紙の新たな乗り合い交通案に対してご意見がある場合は、下記のとおり期日までにご回答くださいますようお願いいたします。

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、何卒ご理解とご協力の程よろしくをお願いいたします。

### 記

- 1 交通計画案 別紙の計画概要と区域図
- 2 回答期限 令和6年8月9日(金) ※特にご意見がない場合はご回答不要です
- 3 回答先 日野市役所 まちづくり部 都市計画課 交通政策係(担当:林、川上)  
〒191-8686 日野市神明1-12-1  
✉tosikei@city.hino.lg.jp / ☎042-514-8369  
※郵送、メール又は電話でお願いいたします
- 4 対象自治会  
四谷、日野多摩川、グリーントウン日野本町、北原、東町、ニューロシティ  
第二日野万、万願荘、中万願、第一日野万上、第一日野万下

## ～ 市内初の取り組み！便利な！新たな！乗り合い交通の計画概要 ～

### \*新しいって、どういうこと？



バス停よりきめ細かく乗降ポイントが設定可能で、予約した人が乗り合いながら、一定区域内にある乗降ポイント間を自由に移動できる交通です。  
 近隣では、調布市、三鷹市、あきる野市で導入されています。

### \*どうしてこの計画が始まったの？

2023年春の京王バスダイヤ改正により、路線バス立66系統(日野駅～立川駅)が、土曜日に1本と実質廃止になりました。改正前は、1時間に1本で運行されており、地域の移動手段の一つとなっていました。

地域の方々より「京王バス立66路線運行終了に伴うミニバス運行を求める要望書」を受理したこともあり、日野市ミニバス(市が補助金を出し、京王バスが運行。市内7路線運行中のコミュニティバス)でこの地域を運行可能かどうか、市と京王バスは話し合いを続けてきました。しかし、京王バスの運転手不足等の事情があり、日野市ミニバスで運行することは難しいとの結果となったところです。

その結果をふまえ、何とかこの地域に移動手段を確保したいという思いで、市民の皆様が地域組織を結成されました。そして、市と地域組織の皆様で乗合交通について話し合いを重ねて参りました。

ここで、実証実験にむけて進めていく方向性がまとまってきましたので、関係する自治会の皆様にお知らせするものです。なお、これは確定事項ではなく、警察等との関係機関との協議により、変更する可能性がありますことにつきまして、ご承知おきください。

また、乗降ポイント希望箇所がある場合は、ご教示いただければ検討させていただきます。

### \*どうやって進めていくの？

今回のお知らせ⇒警察や道路管理者、運行事業者との協議⇒日野市地域公共交通会議で協議⇒周知⇒実証運行

### \*導入された場合、どうやって利用できるの？

- ① ☎ や専用アプリで事前予約
- ② 予約した時間に【A】乗降ポイントで待つ
- ③ 到着した車両に乗る
- ④ 目的の【B】乗降ポイントで運賃を払って降りる(料金 一人300円程度)

乗降ポイント【A】から【B】まで利用します。10時頃に到着したいです。

※区域内の乗降ポイントであれば、自由に出発点と到着点にすることができます  
 ※平日の日中(9時～17時程度)に運行を予定しています

### \*参考

#### (1)今回の交通を法律上で表すと…

道路運送法(一般乗合旅客自動車運送事業)に規定される“区域運行”

#### (2)一般乗合旅客自動車運送事業とは…

- ① 契約方法としては…1人あたり〇〇円と個々の旅客と契約するもので、不特定多数の旅客が乗り合う交通のこと
- ② 三つの種類に分けられる…路線定期運行、路線不定期運行、区域運行
- ③ 路線定期運行の市内事例…路線バス、日野市ミニバス、丘陵地ワゴンタクシー

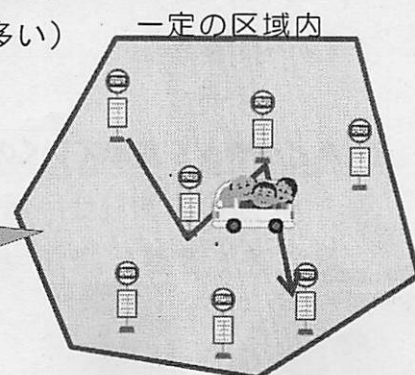
☞ 路線バスや日野市ミニバスは法律上、“路線定期運行”という種類の交通です。

一方、今回“新たな交通”として計画しているのは“区域運行”という種類の交通です。比較的需要が少ない地域で主に活用されており、市内で初めて導入される交通で実証実験を検討しています。

#### (3)区域運行の特徴

- ① 路線…一定の区域内を運行。決まった経路がない。
- ② 時刻表…決まった時刻表はなく、需要(要望)に応じて運行  
 (“デマンド運行”と呼ばれることが多い)

予約にあわせて、システムが最適な経路を組み運行



# 区域運行 乗降ポイント候補 62カ所 (路線バス立66路線 廃止地域)

- 乗降ポイント (区域運行)
- 交通規制 (平日7時30分-8時30分)
- 交通規制 (平日7時-8時30分)
- ⋯ 交通規制 (居住者6時30分-8時30分と16時-18時)
- 区域運行の区域界
- dm\_道路\_H27
- 鉄道駅
- バス停乗降場所
- ワゴンタクシー路線
- 民間自主路線追加
- 民間自主路線
- 鉄道路線
- ミニバス路線
- 河川区域
- 市街化調整区域R5データ
- 再定義後\_停留所カバー圏域 (ワゴンタクシー路線)
- 再定義後\_バス停カバー圏域 (民間自主路線)
- 再定義後\_バス停カバー圏域 (ミニバス路線)
- 鉄道駅カバー圏域
- 行政界
- 行政界\_Buffer

